

健康保険証はマイナ保険証へ



PUBLIC INFORMATION

鳥取市の人口

男	: 86,720人	[- 44]
女	: 92,950人	[+ 24]
合計	: 179,670人	[- 20]
世帯数	: 82,160	[+ 39]
令和6年10月1日現在 []内は前月比		

■鳥取市役所

TEL 0857-22-8111(代)
 FAX 0857-20-3040
 〒680-8571 (郵便物は郵便番号と課名のみで届きます)
 本庁舎 幸町71番地
 駅南庁舎 富安二丁目138番地4
 下水道庁舎 秋里903番地

■各総合支所

国府 TEL 0857-39-0555 FAX 0857-27-3064
 福部 TEL 0857-30-8662 FAX 0857-74-3714
 河原 TEL 0858-76-3111 FAX 0858-85-0672
 用瀬 TEL 0858-87-2111 FAX 0858-87-2270
 佐治 TEL 0858-88-0211 FAX 0858-89-1552
 気高 TEL 0857-82-0011 FAX 0857-82-1067
 鹿野 TEL 0857-84-2011 FAX 0857-84-2598
 青谷 TEL 0857-85-0011 FAX 0857-85-1049

お持ち帰り用の市報を、地区公民館などに設置しています。本市公式ウェブサイトでもご覧いただくことができます。



鳥取市コールセンター

TEL **0857-22-8111**

(市代表番号と同じ)

FAX 0857-20-3170 E-mail tori-call@city.tottori.lg.jp

年中無休 (開庁日) 午前8時30分～午後6時
 (閉庁日) 午前9時～午後5時
 (外国語の問合せ) 午前9時～午後5時

防災行政無線の内容は電話で確認できます

放送内容の確認をしたいときは、下記番号へお電話ください。
 ※本庁舎から一斉放送したものに限りです。

TEL **0857-21-6100**

12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として利用することを基本とする仕組みに移行します。

問い合わせ先 鳥取市コールセンター TEL 0857-22-8111 FAX 0857-20-3170

今の保険証はどうなるの？



ご安心ください!

発行済みの保険証は、有効期限まではこれまでどおり、医療機関などで使用することができます。



本市の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている人は、保険証の有効期限が令和7年7月31日までです。

また、他の健康保険組合の保険証は最長で令和7年12月1日まで使用可能です。詳しくは各保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用方法を教えて!



マイナ保険証を利用するためには、最初に**利用登録**が必要です

- ・医療機関・薬局 (カードリーダー)
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行 ATM
- ・市役所

(マイナポータルのサポートをします)

上記で登録が可能です。登録には4桁の暗証番号が必要になります。

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

※マイナ保険証で受診する場合は、毎回受付が必要です。



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室などでの診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了

カードを忘れずにお持ちください。

マイナ保険証を利用するには、電子証明書が**「有効」**となっている必要があります。

マイナンバーカード作成時に発行した電子証明書は、発行から5回目の誕生日で更新が必要です。更新のお知らせが届いた、有効期限がすでに切れている、暗証番号の再設定が必要な場合などは、窓口での手続きをお願いします。

手続きは市民課や各総合支所のほか、以下の郵便局でも可能です。ご本人がマイナンバーカードと本人確認書類(運転免許証など)を持ってお越しください。

場所: 鳥取本町郵便局、鳥取湯所郵便局、鳥取湖山北郵便局

時間: 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、12月28日～1月3日)を除く

医療費を節約できる

現行の保険証よりも、自己負担が低くなります。

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

窓口で限度額を超える支払いが不要に

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。